

# 通所系サービスの事業所規模区分の確認に係る留意事項について

通所介護及び通所リハビリテーションにおいては、事業所規模区分に応じた介護報酬が設定されていることから、各事業所は毎年3月に事業所規模区分の確認を行う必要があります。

事業所規模区分に誤りがあると介護報酬の返還が生じ、その後の事業運営に多大な影響を及ぼすこともあるので、各事業所におかれては下記事項にご留意の上、遺漏のないよう注意願います。

## 1 基本的事項

前年度の1月当たりの平均利用延人員数により、当該年度に算定すべき通所介護費又は通所リハビリテーション費の報酬区分を決定する。

区 分	前年度の1月当たりの平均利用延人員数
通常規模型	750人以内
大規模型Ⅰ	750人を超え900人以内
大規模型Ⅱ	900人を超える

## 2 前年度の平均利用延人員数の計算方法

※県HPに掲載している「規模別報酬区分計算表」を用いて計算すること。

- (1) 前年度の実績が6月以上ある事業所の場合（3月31日時点で事業を実施しており4月以降も引き続き事業を実施する事業所に限る）
  - 前年度の4月から2月までのうち通所介護（通所リハビリテーション）費を算定している各月の利用者数の合計を月数で割って計算する。
- (2) 前年度の実績が6月に満たない事業所（新たに事業を開始又は再開した事業所を含む）
  - 利用定員の90%に予定される1月当たりの営業日数を乗じて計算する。
- (3) 前年度の実績が6月以上ある事業所が、年度が変わる際に定員を25%以上変更する場合
  - (2)と同じ。

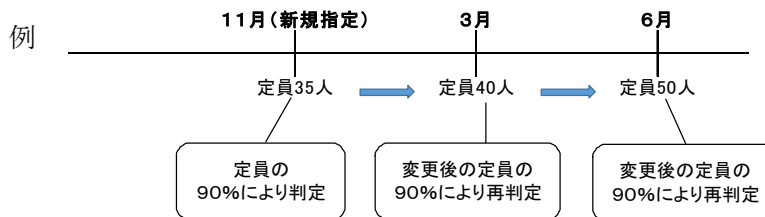
## 3 年度途中の定員変更の取扱い

特別な場合※を除き、年度途中で利用定員を変更しても、規模別算定区分は変更しない。（事業所規模区分の再確認は不要）

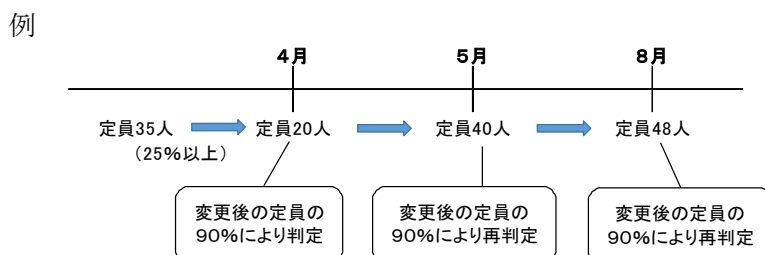
### 【※特別な場合とは】

年度の途中で定員変更して事業を実施する事業所のうち、次に掲げる①又は②に該当する事業所は、前年度の実績により事業所規模区分の判定をしていないことから、年度途中の定員変更の度に変更後の定員数に関わらず、上記2（2）の計算方法により事業所規模区分を再判定すること。

- ① 前年度の実績が6月に満たない事業所（新たに事業を開始又は再開した事業所を含む）が、年度の途中で定員を変更する場合



- ② 前年度の実績が6月以上ある事業所が、年度が変わる際に定員を25%以上変更する場合



#### 4 その他留意事項

- 確認の結果、事業所規模区分の変更がない場合は、届出の必要はない。  
(確認結果を記録として保管すること)
- 複数単位で通所介護を提供する場合、利用者数の計算は、全ての単位を合算して行う。